

県文第 1401 号
令和 7 年 3 月 11 日

山形県文化財保護審議会長 殿

山形県知事 吉村美栄子

山形県指定有形文化財及び山形県指定有形民俗文化財の指定について（諮問）

このことについて、下記のとおり山形県文化財保護条例第 36 条の 3（1）及び（4）の規定により、貴審議会の意見を求めます。

記

1 山形県指定有形文化財の指定

種別	名称	員数	所有者	所有者の住所
彫刻の部	木造地藏菩薩坐像	1 軀	個人	

※公表用資料のため、住所については、非公表としています。

2 山形県指定有形民俗文化財の指定

名称	員数	所有者	所有者の住所
大宮のコヤバ（産屋）	1 棟	個人	

※公表用資料のため、住所については、非公表としています。

最終改正:

改正内容:令和2年4月1日山形県告示第239号 [令和2年4月1日]

○山形県指定有形文化財指定基準

令和2年4月1日山形県告示第239号

山形県文化財保護条例(昭和30年8月県条例第27号)第4条第1項に規定する県指定有形文化財の指定基準を次のように定める。

山形県指定有形文化財指定基準

1 絵画、彫刻の部

- (1) 各時代の遺品のうち製作優秀で我が国の文化史上貴重なもの
- (2) 我が国の絵画、彫刻史上特に意義のある資料となるもの
- (3) 題材、品質、形状、技法等の点で顕著な特異性を示すもの
- (4) 特殊な作者、流派、地方様式等を代表する顕著なもの
- (5) 渡来品で我が国の文化にとって意義のあるもの

2 工芸品の部

- (1) 各時代の遺品のうち製作が特に優秀なもの
- (2) 我が国の工芸史上又は文化史上特に貴重なもの
- (3) 形態、品質、技法、用途等が特異で意義の深いもの
- (4) 渡来品で我が国の工芸史上意義が深く、かつ、密接な関連を有するもの

3 書跡、典籍の部

- (1) 書跡類は、^{しんかん}宸翰、和漢名家筆跡、^{じょう}古筆、墨跡、法帖等で、我が国の書道史上の代表と認められるもの又は我が国の文化史上貴重なもの
- (2) 典籍類のうち写本類は、和書、漢書、仏典及び洋書の原本又はこれに準ずる写本で我が国の文化史上貴重なもの
- (3) 典籍類のうち版本類は、印刷史上の代表で我が国の文化史上貴重なもの
- (4) 書跡類、典籍類で歴史的又は系統的にまとめて伝存し、かつ、学術的価値の高いもの
- (5) 渡来品で我が国の文化にとって意義のあるもの

4 古文書の部

- (1) 古文書類は、我が国の歴史上重要と認められるもの
- (2) 日記及び記録類(絵画及び系図類を含む。)は、その原本又はこれに準ずる写本で我が国の文化史上貴重なもの
- (3) 木簡、印章、金石文等は、記録性が高く、かつ、学術上重要と認められるもの
- (4) 古文書類、日記、記録類等で歴史的又は系統的にまとめて伝存し、かつ、学術的価値の高いもの

5 考古資料の部

- (1) 土器、石器、骨格牙器、玉その他縄文時代以前の遺物で学術的価値の特に高いもの
- (2) ^{たく}銅鐸、^{ほこ}銅剣、銅錐その他弥生時代の遺物で学術的価値の特に高いもの
- (3) 古墳の出土品その他古墳時代の遺物で学術的価値の特に高いもの
- (4) 宮殿跡、^が官衙跡及び寺院跡、墓、経塚等の出土品その他飛鳥・奈良時代以後の遺物で学術的価値の特に高いもの
- (5) 渡来品で我が国の歴史上意義が深く、かつ、学術的価値の特に高いもの

6 歴史資料の部

- (1) 政治、経済、社会、文化等我が国の歴史上の各分野における重要な事象に関する遺品のうち学術的価値の高いもの
- (2) 我が国の歴史上重要な事象又は人物に関する遺品で歴史的又は系統的にまとめて伝存し、かつ、学術的価値の高いもの
- (3) 我が国の歴史上重要な人物に関する遺品のうち学術的価値の高いもの
- (4) 渡来品で我が国の歴史上意義が深く、かつ、学術的価値の高いもの

7 建造物の部

建築物(社寺、城郭、住宅、公共施設等)及びその他の工作物(^{りょう}橋梁、石塔、鳥居等)の各時代建造遺構及びその部分並びに建造物の模型、^ず厨子、仏壇等で建築技法になるもののうち次の各号のいずれかに該当するもの

- (1) 意匠的に優秀なもの
- (2) 技術的に優秀なもの
- (3) 歴史的価値の高いもの
- (4) 学術的価値の高いもの
- (5) 流派的又は地方的特色において顕著なもの

最終改正:

改正内容:令和2年4月1日山形県告示第241号 [令和2年4月1日]

○山形県指定有形民俗文化財指定基準及び指定無形民俗文化財指定基準

令和2年4月1日山形県告示第241号

山形県文化財保護条例(昭和30年8月県条例第27号)第26条第1項に規定する県指定有形民俗文化財及び同項に規定する県指定無形民俗文化財の指定基準を次のように定める。

山形県指定有形民俗文化財指定基準及び指定無形民俗文化財指定基準

1 県指定有形民俗文化財の指定基準

(1) 次に掲げる有形の民俗文化財のうちその形様、製作技法、用法等において我が国民の基盤的な生活文化の特色を示すもので典型的なもの

イ 衣服、装身具、飲食用具、光熱用具、家具調度、住居等衣食住に用いられるもの

ロ 農具、漁猟具、工匠用具、紡織用具、作業場等生産又は生業に用いられるもの

ハ 運搬具、舟車、飛脚用具、関所等交通、運輸又は通信に用いられるもの

ニ 計算具、計量具、看板、鑑札、店舗等交易に用いられるもの

ホ 贈答用具、警防用具、刑罰用具、若者宿等社会生活に用いられるもの

ヘ 祭祀具、法会具、奉納物、偶像類、呪術用具、社祠等信仰に用いられるもの

ト 暦類、卜占用具、医療具、教育施設等民俗知識に関して用いられるもの

チ 衣裳、道具、楽器、面、人形、玩具、舞台等民俗芸能、娯楽又は遊戯に用いられるもの

リ 産育用具、冠婚葬祭用具、産屋等人の一生に関して用いられるもの

ヌ 正月用具、節供用具、盆用具等年中行事に用いられるもの

(2) 前号イからヌまでに掲げる有形の民俗文化財の収集でその目的、内容等が次のいずれかに該当し、かつ、重要なもの

イ 歴史的変遷を示すもの

ロ 時代的特色を示すもの

ハ 地域的特色を示すもの

ニ 技術的特色を示すもの

ホ 生活様式の特色を示すもの

ヘ 職能の様相を示すもの

(3) 我が国民以外の人々に係る第1号イからヌまで及び前号イからへまでに掲げる有形の民俗文化財又はその収集で、我が国民の生活文化との関連上重要なもの

2 県指定無形民俗文化財の指定基準

(1) 風俗慣習のうち次のいずれかに該当し、かつ、重要なもの

イ 由来、内容等において我が国民の基盤的な生活文化の特色を示すもので典型的なもの

ロ 年中行事、祭礼、法会等の中で行われる行事で芸能の基盤を示すもの

(2) 民俗芸能のうち次のいずれかに該当し、かつ、特に重要なもの

イ 芸能の発生又は成立を示すもの

ロ 芸能の変遷の過程を示すもの

ハ 地域的特色を示すもの

(3) 民俗技術のうち次のいずれかに該当し、かつ、特に重要なもの

イ 技術の発生又は成立を示すもの

ロ 技術の変遷の過程を示すもの

ハ 地域的特色を示すもの

県文第 1401 号
令和 7 年 3 月 11 日

山形県文化財保護審議会長 殿

山形県知事 吉村美栄子

山形県指定有形民俗文化財の員数の変更について（諮問）

このことについて、下記のとおり山形県文化財保護条例第 36 条の 2 の 8 の規定により、貴審議会の意見を求めます。

記

名称	変更前の員数	変更後の員数	所有者
納札及び順札札 延徳四年季の銘のあるものほか	10 枚	12 枚	宗教法人若松寺

山形県内の国・県指定等文化財件数一覧

R6. 12. 18現在

(単位：件)

区分	国指定等文化財		県指定等文化財		合計		
指定	国宝	建造物	1	30-1=29 (県外転出により△1) ・楼閣人物填漆筆筒	1		
		絵画	1		1		
		工芸品	2		2		
		古文書	1		1		
		考古資料	1		1		
		小計	6		6		
	重要文化財	建造物	29	有形文化財	建造物	47	76
		絵画	7		絵画	77	84
		彫刻	11		彫刻	74	85
		工芸品	29		工芸品	100	129
		書跡・典籍	4		書跡	29	33
		古文書	7		典籍	12	12
		考古資料	6		古文書	3	10
		歴史資料	2		考古資料	21	27
		小計	95		歴史資料	33	35
		小計	95		小計	396	491
	重要無形文化財	1	無形文化財	3	4		
	重要有形民俗文化財	10	民俗文化財	有形民俗	7	17	
	重要無形民俗文化財	6		無形民俗	22	28	
	特別天然記念物	3			3		
	記念物	史跡	30	記念物	史跡	31	61
		名勝	8		名勝	2	10
		名勝史跡	1			1	
		天然記念物	13		天然記念物	67	80
		小計	52		小計	100	152
	合計	173	合計	528	701		
	選定	重要文化的景観	2	文化的景観	0	2	
登録	有形文化財	建造物	215	208+7=215 ・羽前絹練株式会社精練棟 ほか6件の新規登録	215		
	無形民俗文化財	民俗技術	1		1		
	合計	216	216				
総合計	391	総合計	528	919			

登録有形文化財（建造物）の新登録 【羽前絹練株式会社精練棟ほか6件】

名称	所在地	建設年代	特徴など	種別	基準
羽前絹練株式会社 事務所及び仕立棟 ^{したてとう}	鶴岡市	昭和15年／昭和 中期増築	つるがおかじょう 鶴ヶ岡城跡西方にあり、絹織物の洗浄・染色・乾燥などをおこなう工場。敷地北東の事務所の南側に仕立棟が位置し、西に精練棟、染色棟、第一仕上棟、第二仕上棟を並べ、南東に検査棟と土蔵を配す。二階建の事務所は北に玄関を付し、南に平屋建ての仕立棟を接続。仕立棟には反物を木枠に巻取り、精練用に仕立てる140畳の準備室を配す。精練棟は絹織物を水槽で煮てタンパク質などの不純物を除去する作業棟。内部は土間で、生地を水槽に移動するレールをクイーンポスト・トラス ^{※1} 下に設える。工場の中核をなす施設の一つ。染色棟は精練後の生地を染める作業棟。旧染色室と旧汽罐室 ^{※2} を一体で使用し、各棟内部は一室の土間。蒸気の排気のため、棟中央にそれぞれ越屋根 ^{こしやね} ^{※3} を設ける。第一仕上棟は精練・染色後にすすぎ・脱水・乾燥の仕上工程を担う。棟に設けた採光・換気用の越屋根が工場景観をつくる。第二仕上棟は乾燥収縮した生地を整える作業棟。桁行長大で工場中央部の景観を形成する。検査棟は生地を目視検査した後、出荷用に分割する作業棟。簡素なつくりながら昭和戦前の精練の様相を伝える。土蔵は製品保管用の蔵。戸口にかけごぬりとびら ^{かけごぬりとびら} ^{※4} を吊る重厚なつくりの土蔵。鶴岡の近代化を伝える現役の工場施設。	産業2次	1
羽前絹練株式会社 精練棟 ^{せいれんとう}		大正後期		産業2次	1
羽前絹練株式会社 染色棟（旧染色室及び 旧汽罐室 ^{きゅうきかんしつ} ）		昭和4年／昭和 8年頃・昭和 中期増築		産業2次	1
羽前絹練株式会社 第一仕上棟 ^{しあげとう}		大正後期／昭和 前期増築		産業2次	1
羽前絹練株式会社 第二仕上棟		大正後期／昭和 中期増築		産業2次	1
羽前絹練株式会社 検査棟		昭和18年頃		産業2次	1
羽前絹練株式会社 土蔵		大正後期／昭和 15年移築		産業2次	2

【特記事項（※）については次ページ参照】

【特記事項】

- ※1 クイーンポスト・トラス：トラス構造の形状の一つで、中央付近に2本の束材が入ったもの
- ※2 汽罐室：ボイラー室のこと
- ※3 越屋根：大屋根の上に設ける小さな屋根のこと
- ※4 掛子塗扉：左右が組み合う様に段を付けて漆喰が塗られた観音開きの扉

【参考】

○種別

産業1次	農業、漁業、林業、農業用水、煙草栽培
産業2次	鉱業、工業、繊維、酒・味噌・醤油醸造、工業組合
産業3次	商業、店舗、銀行、薬局、旅館、レストラン、商業組合、運輸
交通	駅、鉄道、道路、港湾
官公庁舎	県庁舎、市役所、町村役場、裁判所、警察署、郵便局、電話局
学校	小中学校、高校、大学、幼稚園
生活関連	上下水道、ガス、電気、発電所
文化福祉	図書館、博物館、公会堂、劇場、迎賓施設、病院、浴場、保育所
住宅	農家、町家、住宅、別荘
宗教	寺院、神社、教会
治山治水	堰堤、砂防、水路工
その他	旧陸軍、旧海軍、船舶

○基準（登録有形文化財登録基準）

原則として建設後50年を経過したもののうち

- 1 国土の歴史的景観に寄与しているもの
- 2 造形の規範となっているもの
- 3 再現することが容易でないもの

【写真】



事務所及び仕立棟



精練棟



染色棟（旧染色室及び旧気罐室）



第一仕上棟



第二仕上棟



検査棟



土蔵

「未来に伝える山形の宝」登録制度について

制度の目的・趣旨

地域にのこる有形・無形の様々な文化財を保存・活用する取組みを、「未来に伝える山形の宝」として登録・推進することで、文化財の保護を図るとともに、郷土に対する誇りと愛着を育み、地域活性化や新たな交流の拡大につなげていくことを目的としています。

「未来に伝える山形の宝」とは

文化財は、指定の有無にかかわらず、先人が大切に守りのこしてくれた宝物であり、山形県民として誇れるものを、地域で守り、活用し、未来に継承していこうという思いや活動を含めたものが「未来に伝える山形の宝」です。

登録の対象

歴史・文化・自然など共通するテーマで結び付いた複数の文化財により構成されており、文化財の保存と、地域（歴史的・文化的・自然的な結びつきを有する一定のエリア）における文化財の活用が一体となった取組みを登録します。



〈要件〉

- ・地域の自然及び歴史・文化の特徴や魅力を表しているもの
- ・構成する文化財の保存・活用の考え方が示されていること
- ・構成する主な文化財が、山形県文化財保存活用大綱に掲げる文化財等の範囲の文化財又は文化的所産であること
- ・地域の活性化や交流の拡大につながる継続した取組みであり、文化財の保存と活用の好循環を生み出すことが期待できる取組みであること

❖文化財とは…

建造物や美術工芸品、土偶などの有形文化財、民俗芸能などの無形文化財、古墳や城跡、庭園、樹木、動植物などの記念物、文化的景観などです。

❖文化的所産とは…

現在必ずしも文化財に該当するとは言えないものであっても、それぞれの地域にとって重要であり、次世代に継承していくべきと考えられる文化的なものを指します。



❖保存、活用の取組みとは…



- ・文化財の保存修理と公開、文化財等を巡るまち歩きルートの作成、まち歩きのためのマップの作成や案内板の設置、案内人の養成・・・など
- ・文化財の保存・修理に必要な原材料を確保するための取組みや、技術の継承のための取組み・・・など
- ・能や歌舞伎などの民俗芸能を核に、県外やイベントでの上演、後継者の育成・・・など
- ・将来の文化財の担い手である子どもたちや親子向けの公開又は体験事業・・・など

❖他にも…

歴史的価値を持つ建造物、地域にゆかりのある史跡や景観地、旧街道などの往来、巨木などの記念物とそれらを育んだ自然などをテーマとした多様な取組みが考えられます。

令和6年度「未来に伝える山形の宝」新規登録の概要

No.	項目	内容
1	取組みの名称	旧山形藩水野家ゆかりの文化遺産
	団体名	山形豊烈打毬保存会（山形市）
	構成文化財	豊烈神社の打毬（県指定無形民俗文化財） 豊烈神社、水野三郎右衛門元宣銅像、水野三郎右衛門元宣宅跡、 水野三郎右衛門元宣墓地及び処刑地
	取組み内容	<ul style="list-style-type: none"> 古式打毬の奉納及び記録保存 定期奉納の継続、YouTube 等による記録保存 次世代への保存・継承活動 小学生による徒打毬^{かち}の継続、講話の開催 備品等の管理・整備 衣装や毬杖、用具等の管理及び整備 PR 活動 ホームページや案内板等を活用した情報発信
	写真	
		打毬の様子

No.	項目	内容
2	取組みの名称	先人との繋がりを感じられる場所 町内最古の建造物天養寺観音堂を巡る
	団体名	中村観音堂保存会（飯豊町）
	構成文化財	天養寺観音堂（県指定文化財 建造物）、 天養寺跡地、木造聖観音立像（県指定文化財 彫刻）、田園散居集落
	取組み内容	<ul style="list-style-type: none"> ・構成文化財の保存修理、維持管理 天養寺観音堂の保存修理、各構成文化財の保全活動 ・普及活動、情報発信 講演活動、観光物産館等と連携した情報発信 ・環境整備活動 実施エリアの草刈りや散策ルート等の整備 ・小中学生への伝承活動 町教育委員会と連携した歴史文化伝承の機会の創出
	写真	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;">  </div> <div style="width: 45%;"> <p>天養寺観音堂 （県指定文化財 建造物） ※R4の大雨で被災し、R6～7 にかけて修復工事実施中（県 で補助）</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 10px;"> <div style="width: 45%;">  </div> <div style="width: 45%;"> <p>環境美化活動の様子</p> </div> </div>

「未来に伝える山形の宝」登録制度 登録一覧

年度	番号	取組みの名称	団体名	構成文化財
25	1	最上川における近世舟運文化 黒滝編	黒滝会	・近世日本の往来形態の舟運跡 ・地球創生活動様態を示す岩盤群
	2	最上川・五百川郷の宝物がたり	NPO法人朝日町エコミュージアム協会	・佐竹家住宅・木造薬師如来立像 ・西五百川小学校三中分校など
	3	<重要文化的景観> 最上川の流通・往来及び左沢町場の景観	大江町	・最上川 ・月布川・旧最上橋 ・左沢楯山城跡・建築物(24件) など
	4	幻想の世界に息づく最上峡の自然と歴史文化	戸沢村	・最上峡・仙人堂・幻想の森 ・一夜観音
	5	出羽の地に華開いた仏教文化 慈恩寺「悠久の魅力」	寒河江市	・本山慈恩寺本堂、慈恩寺舞楽を含む建造物、仏像群、無形民俗文化財など
	6	人と農、歴史がまじわる「原蚕の杜」	新庄市エコロジーガーデン交流拡大プロジェクト実行委員会	・旧農林省蚕糸試験場新庄支場 ・など
	7	旧矢島街道でつなぐ加無山系番楽と女甕山の大カツラ	真室川町	・平枝番楽 ・釜淵番楽 ・八敷代(はっしきだい) 番楽など
	8	「安久津八幡」～千年の夢をつなぐ～	安久津の歴史・文化を守る会	・八幡神社本殿、三重塔、舞楽殿 ・安久津延年、田植舞、倭舞など
	9	下小松古墳群と希少な自然が織りなす里山の風景	川西町	・下小松古墳群 ・チョウセンアカシジミなど
	10	能と歌舞伎 伝承の里 山五十川	山五十川古典芸能保存会	・山戸能 ・山五十川歌舞伎
26	11	直江石堤と米沢市芳泉町の生垣・町並み景観	米沢市芳泉町町内会	・六十在家街道両側の石垣・生垣、残存する茅葺屋根民家の町並み景など
	12	風水にふれる里 最上川舟運と清水城址	大蔵村	・清水城跡 ・合海田植え踊りなど
	13	人をつなぎ、文化をつむぐ羽州街道 檜下宿 金山越	上山市	・羽州街道 檜下宿 金山越 ・旧丹野家など
	14	置賜地方の草木塔が語りかける自然と人間の共生	やまがた草木塔ネットワーク	・塩地平の草木塔 ・大明神沢の草木塔など
	15	鳥海山信仰が育んだ蕨岡の歴史と文化	遊佐町蕨岡まちづくり協議会	・鳥海山 ・杉沢比山 ・蕨岡延年など
	16	白竜湖 心の風景を未来へ	南陽市	・白竜湖 ・新田堤など
27	17	十三峠街道と宇津峠 青苧とイザベラ・バードの道	手ノ子地区協議会宇津峠部会	・道普請供養塔 ・馬頭観世音碑 ・宇津明神跡 など
	18	城下町の町割り・歴史と文化そして最上川の景観	松山の宝推進協議会	・總光寺庭園 ・庄内松山城大手門 ・松山能 など
	19	沃野が広がる南山形～氷河期から刻む2万年の歴史と恵みの里～	東北文教大学・南山形地区創生プロジェクト委員会	・谷柏古墳群 ・津金沢の大スギ など
28	20	最上川が運んだ文化と黒塚の豪農屋敷群	黒塚のまちなみ保存活用協議会	・柏倉家住宅 ・柏倉惣右衛門家住宅など
	21	出羽三山信仰に育まれた歴史と文化の里 岩根沢	岩根沢地域づくり協議会	・撰社 月山出羽湯殿山三神社社殿 ・岩根沢太々神楽 など
	22	黒沢峠敷石道を未来へ	黒沢峠敷石道保存会	・敷石道 ・一里塚 など

29	23	<重要文化的景観> 最上川上流域における長井の町場	長井市	・旧丸大扇屋 ・總宮神社 など
	24	600年以上の歴史と文化を持つ中世城下町の面影偲ぶ街並み	高掬地域づくり委員会	・清池の石鳥居 ・安楽寺の山門 など
	25	笹野観音堂と西国三十三観音 歴史と伝統の息づく里	ささの里推進協議会	・笹野観音堂 ・笹野西国三十三観音 など
	26	東北の熊野信仰を後世へ ～百年の想いを、次の百年に～	太々神楽奉奏百周年記念事業実行委員会	・熊野神社拜殿 ・舞楽及び稚児舞 など
30	27	海とともに生きた人々の祈り～遊佐町浜通りの漁業・海運に関わる歴史文化財～	遊佐町	・旧青山家住宅 ・鳥海山 など
R1	28	栄華を誇った谷口銀山 在りし日の情景を後世へ	谷口銀山史跡保存会	・谷口銀山跡 ・関連墓石 など
	29	萬世大路 山形県の近代化の礎となった明治日本における最先端の土木産業遺産	歴史の道土木遺産萬世大路保存会	・萬世大路 ・栗子隧道碑記 など
R2	30	「東根の大ケヤキ」が見守る古の郷	一般社団法人 東根市観光物産協会	・東根の大ケヤキ ・神輿 ・梵鐘 ・若宮八幡神社太々神楽 ・里見景佐の御霊屋 ・六面幢 など
	31	黒森地域住民のくらしとともに伝承されてきた「黒森歌舞伎」	黒森歌舞伎妻堂連中	・黒森歌舞伎 ・黒森日枝神社 ・道祖神 ・例大祭 ・寄せ太鼓 ・花道づくり ・虫干し など
R4	32	清流鮭川がつなぐ4つの神社と鮭川歌舞伎	鮭川歌舞伎保存会	・鮭川歌舞伎 ・京塚愛宕神社 ・石名坂愛宕神社 ・上大淵住吉観音 ・川口八幡神社
	33	世界に誇る蔵王の樹氷と自然景観を未来へ	蔵王温泉観光協会	・オオシラビソ（アオモリトドマツ）群生林 ・観松平（キタゴヨウマツ群生林） ・いろは沼
R6	34	旧山形藩水野家ゆかりの文化遺産	山形豊烈打毬保存会	・豊烈神社の打毬 ・豊烈神社 ・水野三郎右衛門元宣銅像 ・水野三郎右衛門元宣宅跡 など
	35	先人との繋がりを感じられる場所 町内最古の建造物天養寺観音堂を巡る	中村観音堂保存会	・天養寺観音堂 ・天養寺跡地 ・木造聖観音立像 ・田園散居集落

山形県文化財管理・防災パトロール事業の実施状況について

1 事業目的

県内に所在する国・県指定の建造物、史跡、名勝、天然記念物等の不動産系文化財を対象に、専門的知見から文化財の管理状況等を確認し、維持管理等に対する専門的な助言・指導を行うことで、適切な維持管理を促す。

2 事業内容

＜建造物及び史跡＞

山形県文化財保護指導委員に委嘱された山形県ヘリテージマネージャーによる文化財の管理状況や防災・防犯対策等の確認、必要な対策等の助言・指導を実施。

＜名勝及び天然記念物＞

山形県文化財保護指導委員に委嘱された植物分野等の専門性を有する樹木医等による樹勢等の状況や管理体制等の確認、必要な対策等の助言・指導を実施。

3 実施結果（令和5年度～6年度の2か年）

建造物 50 件、史跡・名勝 48 件、天然記念物 46 件 計 144 件（全 229 件）

【主な指摘事項及び課題等】

①日常管理

- ・水拭き掃除で付いたと思われるにじみが見られるため、床面に水が残らないように掃除すること。
- ・個人所有の民家について、所有者の高齢化により、日常管理が行き届いていない。今後の維持管理について検討が必要である。

②修繕

- ・茅葺屋根に経年劣化が見られるため、材料の確保や周期的な葺き替えが望まれる。
- ・柱の歪みや軒先木部の劣化が見られるため、計画的な修繕が必要である。

③防災対策

- ・火災報知器等の消防設備の整備など、防災対策を強化すること。

④公開

- ・案内板等がなく、所在場所が分かりづらいため、案内板を設置するなど、見学者が訪れやすいように改善してほしい。
- ・枯死した枝が落下する危険性があるため、枯死した枝の撤去や周辺の立入禁止など、見学者の安全を確保すること。



パトロールの様子

4 今後の対応

- ・文化財パトロール事業を継続し、日常の維持管理上の留意点等を専門的知見から助言・指導していく。
- ・パトロールで把握した結果を保存実態調査（損傷状態の専門的調査）の実施、適切な保護措置（修繕等）へとつなげていく。
- ・文化財の修理や防火施設整備等を進めるため、保存修理事業に係る予算を確保しつつ、所有者等に対し各種補助制度の活用等を促していく。
- ・市町村と連携し、文化財の「活用」の視点での整備等を進めていく。

県指定文化財の保護の流れ

① 文化財調査

地域の文化財を調査して 指定候補を把握

- ◆目的
少子化・高齢化・過疎化によって散逸・滅失・流失の危機にある地域の貴重な文化財について、専門家による調査を行い、県が指定によって保護措置を図るべき文化財を把握する。
- ◆調査対象
各分野の未指定・市町村指定の文化財
- ◆実施手法
○事務局と調査員で、調査対象・調査手法・調査項目を協議のうえ実施する。
○県文化財保護審議会の各分野委員が監督する。
○市町村に対して、市町村指定一覧及び市町村で過去に実施した調査結果の提供、調査の立会いを依頼し、連携して実施する。

② 指定

指定の在り方の見直し

知事部局移管に伴い、文化財保護審議会の運用強化が図られ、その一環として、指定の在り方について以下の通り審議会で決定された。

- ◆見直しの方向性
 - 県内全域の文化財を幅広く調査することで、適切に指定候補を把握する。
 - 分野や地域性に配慮した指定を行うことで、本県の文化財保護を推進する。
- ◆新たな指定候補の把握の方法
 - ①文化財調査に基づいた指定候補の把握
 - ②文化財調査以外による指定候補の把握

③ 維持管理

各分野の状況に応じた 支援体制の見直し

各分野によって維持管理の内容が異なるため、その状況に適した支援体制の見直しを図る。

- ◆不動産系文化財
(建造物、史跡、名勝、天然記念物)
 - 管理費補助金による財政支援
 - 文化財管理・防災パトロールによる巡回調査の強化
- ◆動産系文化財
(美術工芸品、無形文化財、民俗文化財)
 - ハンドブックによる基本情報の周知

④ 保存実態調査

県指定文化財の コンディション・チェック

- ◆目的
専門家が県指定文化財の損傷状態を調査して「文化財カルテ」を作成、保存の実態を正確に把握する。
- ◆効果
客観的判断と適切な周期での修理を図り、地域社会一体となった県指定文化財の保存・活用を促進する。
- ◆内容
 - ①専門家による「文化財カルテ」の作成
→修理の実施について、緊急性・必要性の観点からS・A・B・Cで判定。
 - ②県による「県指定文化財保存修理長期計画」の作成

⑤ 修理

緊急性・必要性に応じた修理

保存実態調査の結果(S・A・B・C判定)に基づき、緊急性・必要性に応じて真に必要な事業に対する採択を行い、補助金交付の健全化を図る。

- S=緊急性が非常に高いため、採択
- A=状況に応じて、採択
- B=自費修理又は管理費補助による
- C=修理の必要なし

偏りなく全ての分野を守る

有形文化財(建造物、美術工芸品)や有形民俗文化財の修理、史跡・名勝の整備、天然記念物の再生だけでなく、無形文化財及び無形民俗文化財の継承のために必要な事業についても支援を継続する。

⑥ 活用

テーマ・ストーリーによる 文化財の活用

歴史的・地理的関連性に基づいて一定のまとまり(テーマ・ストーリー)として捉えることで、地域づくりや観光振興につなげる。

博物館・美術館における 公開の促進

健全な状態になった文化財を、博物館等の適切な環境のもとで公開することで、広く県民にその魅力を伝える。

「未来に伝える山形の宝」による 継承基盤の強化

- 地域に遺る有形・無形の様々な文化財を保存・活用する取組みを「未来に伝える山形の宝」として登録・推進することで文化財の保護を図る。
- 担い手の確保や文化財修理に用いられる原材料の確保、地域における持続的な取組みの実施などの基盤を強化する。

災害への対応力の強化

- ハンドブックや研修会等により、文化財防災の必要性等の周知を図る。
- 文化財の防災設備の設置・更新、耐震化等を促進する。
- 文化財防災に係る多様な主体との連携体制を構築する。